

くらし安全通信

Vol. **83**
令和2年11月発行

ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anand/index.html>

ツイッター

https://twitter.com/kurashi_anzen



目次

- ★犯罪被害者週間(1面)
- ★各種イベントやセミナーの実施中止について(2面)
- ★【神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例】の概要について(2面)
- ★特殊詐欺被害防止対策(2面)
- ★防犯カメラ設置促進(2面)
- ★神奈川の交通安全(3面)
- ・飲酒運転根絶強化月間
- ・年末の交通事故防止運動
- ・自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- ・ながらスマホは危険がいっぱい
- ・県内交通死亡事故多発中
- ★【地域活動状況】鎌倉南地区安心・安全なまち会議(4面)

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課 TEL 045-210-1111(内線3520) FAX 045-210-8953

小さな勇気 きっとだれかの 大きな支え

11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」です

【問合せ先】県くらし安全交通課 横浜駐在事務所 TEL 045-312-1121(内 3431)

知ってください 苦しんでいる犯罪被害者がいることを

殺人、傷害、性犯罪など、犯罪の被害にあうと、様々な問題が起こり、どう対処したらよいかわからなくなります。

被害にあわれた方やそのご家族は、犯罪という一次被害にあわれたうえ、周囲とのかかわりのなかで、さらに傷つけられてしまう二次被害を受けることも少なくありません。

こころや
からだの
不調

生活上の
もんだい

まわりの
ひとなどからの
心無いひとこと

金銭的な
もんだい

裁判に
ともなう
さまざまな
負担

犯罪被害者やそのご家族に接するときは、いつもどおり自然に接してください

- 被害者の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止め、決めつけたりしないでください
- 安易な約束や励まし、なぐさめをしないでください
- 被害の状況を人と比べたり、自責の念を助長させないでください
- 無責任なうわさ話やSNSなどへの書き込みをしないでください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

ひとりで悩まずご相談ください

■かながわ犯罪被害者 サポートステーション

☎045-311-4727 月～土曜 9時～17時(祝日、年末年始は除く)

※特殊詐欺などの財産犯の被害者からのご相談にも応じています。

かながわ サポートステーション

検索



■かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」

シャープ はやくワンストップ

☎#8891 (短縮ダイヤル)

(☎045-322-7379)

24時間・365日(性別等は問いません)

かならいん

検索



■男性及びLGBTs(※)被害者のための専門相談ダイヤル

☎045-548-5666

毎週火曜日 16時～20時(祝日、年末年始は除く)

※LGBTsとは、性的少数者の代表的なタイプ(LGBT)とそれ以外のタイプ(s)を合わせて表現する言葉です

性暴力に関するSNS相談(内閣府)が開始
「Cure time(キユアタイム)」
詳しくは、右のコードから



☆令和2年度の各種イベントやセミナー中止について☆

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う県の基本方針に基づき、**令和2年度次の事業は中止**しています。

- 推 新規防犯ボランティアセミナー
- 推 防犯ボランティアスキルアップセミナー
- 横 犯罪被害者支援ボランティア養成講座
- 横 犯罪被害者等支援キャンペーン
- 推 安全・安心まちづくり旬間団結式
- 推 セーフティかながわユースカレッジ第2回研修会
- 推 安全・安心まちづくり交流集会
- 企 年末年始安全・安心キャンペーン

※ご不明な点等は、県ホームページをご覧ください。か次の「問合せ先」までお問い合わせください。

【県ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anant/event/index.html>

【問合せ先】神奈川県暮らし安全交通課

☎：推進グループ TEL 045-210-3520 ☎：企画グループ TEL 045-210-3552 横：横浜駐在事務所 TEL 045-312-1121 (内線)3431

神奈川県 防犯関連事業

検索



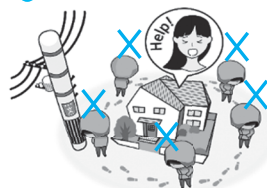
「神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する 条例」の概要について 令和2年11月1日施行

盗撮行為等の禁止場所を拡充



これまで禁止されていた盗撮行為等について、公共の場所・乗物だけでなく、
○ 集会場、事務所、学校
○ 貸切バス、タクシー
等にいる人に対して行う盗撮行為等を禁止します。

つきまとい行為等の規制内容の変更



☞ 禁止する行為に、「住居等の付近をみだりにうろつく行為」を加えます。



☞ 「拒まれたにもかかわらず、電子メールの送信等をする行為」について「相手方に不安を覚えさせるような方法」の条件を加えます。

問合せ：県警本部生活安全総務課指導係 電話045-211-1212（代表）

特殊詐欺被害防止対策

電話で「キャッシュカード」と言われたら、サギ！！

特殊詐欺は、一本の電話から始まります。犯人からの電話を遮断する迷惑電話防止機能を有する機器（電話機）は特殊詐欺被害防止対策に有効です。県では、いくつかの市町村と連携して、同機器に対する補助金事業を実施しています。是非、この機会に同機器の利用を検討してみてください。なお、補助金制度の概要は、市町村によって異なりますので、住所地の市町村にお問合せください。

迷惑電話防止機能を有する機器の利用者の96%が「被害防止の効果がある」「設置したことで安心できる」と答えています。また、特殊詐欺だけでなく、悪質な勧誘や迷惑電話を撃退することも出来ます。

防犯カメラ設置促進

防犯カメラ付
自動販売機

防犯カメラ付き自動販売機に関するよくあるお問合せに回答します！

Q 防犯カメラは自動販売機のある場所に設置されるの？

A 業者によって異なりますが、自動販売機の設置場所とは違う任意の場所に設置できるものをあります。

Q この取組を利用できる条件を教えてください。

A 自動販売機の設置場所は、一定の売上が見込める場所であれば、設置できません。
(月に500～600本の売上)

また、防犯カメラの管理は設置オーナーで行っていただきます。



神奈川の交通安全



飲酒運転根絶強化月間

12月 1日(火)から
12月31日(木)まで

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

年末の交通事故防止運動

12月11日(金)から
12月20日(日)まで

無事故で年末 笑顔で新年

神奈川県自転車の安全で適
正な利用の促進に関する条例
～乗る人みんな 保険に入ろう～



神奈川県
自転車条例

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/310322.html>



ながらスマホは危険がいっぱい!

車やバイク、自転車を運転しながら携帯電話やスマートフォンを操作する「ながらスマホ」は、大変危険です。「ながらスマホ」は、前方不注視となり、赤信号を見落とししたり、周囲の車や歩行者に気付くのが遅れたりするなど、重大な交通事故を引き起こす場合があります。

また、歩行中の「歩きスマホ」も同様に他人と接触するなど危険です。携帯電話やスマートフォンを使うときは、立ち止まって操作しましょう。



県内交通死亡事故多発中!!

9月末現在、交通事故に遭い亡くなられる方の割合は**65歳以上の高齢者が約4割**を占め、高水準で推移しています。

交通事故の形態として、左右の安全確認を怠って道路を横断したり、横断歩道を利用せず、無理な横断をするなどして交通事故に遭うケースが散見されます。



運転手の方へのお願い!!

横断歩道は
歩行者優先!!

無理な横断は
絶対にしない

夜間外出時の
反射材利用!!

交通ルールを守り、正しい横断を!!

睦合南地区 安心・安全なまち会議(厚木市)

(会員:41名/石井勝巳議長)

厚木市は、2010年からWHOが推奨するセーフコミュニティ SC 国際認証を取得し、「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち」を目指し取り組んでいます。睦合南地区は、認証取得する前から「事故やケガの原因を分析し予防に取り組む」という SC 活動に取り組む先進的な地区です。



小学校の授業が再開し子供たちの見守り活動を再開(6月)

地区内には、3つの小中学校がありますが、SCの学校版であるインターナショナルセーフスクール ISS の国際認証を3校すべてが取得する唯一の地区で、市内で最も学校の安心・安全への意識が高い地域となっています。

安心・安全なまち会議は、12自治会長をはじめ、3小中学校長、自治会防犯部長など41人で組織。当地区の青色回転灯装備車両青パトは28台を有し、市内15地区で最大の所有台数を誇っています。この充実した体制の中で、学校と連携した地域の安心・安全な取り組みの推進役となっています。



青パトの一斉出発式(9月30日 睦合南公民館)

今年、コロナ禍の中で民間交通監視所の設置や各種キャンペーンなど、活動が思うように実施できない状況が続いてきましたが、9月30日に地区の独自事業として青パトの一斉出発式を実施しました。この日は、地区内を隈なく巡回し、安心・安全の活動を広くアピールするよい機会となりました。



安心・安全なまち会議と青少年健全育成会の合同パトロール(8月8日 睦合南公民館)

安心・安全には、交通事故、犯罪の防止のほか、少年非行の予防など、いろいろな側面があります。安心で安全な地域には青パトの巡回は効果的ですが、このほかに自治会単位での防犯パトロールや青少年健全育成会など各種団体による独自のパトロールが実施され、きめ細かな活動の充実が最も大切です。

活動が継続することで、刑法犯認知件数の減少など数字的にも確実に成果が表れています。これからも、この体制を堅持できるよう身を引き締めて取り組んでいきます。